

兵庫県内の事業者の皆様への 新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等のお願い

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

4月7日、兵庫県全域に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。兵庫県では、県民の皆様に出自粛を強く呼びかけるなどしましたが、その後も県内の感染者は増加しており、一刻も早くこの事態を収束させる必要があります。

そのため、県では、事業者の皆様に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、次のとおり休業等を要請することとしました。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、施設の使用停止及び催物の開催の停止にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

1 事業者への休業要請等

(1) 遊興施設等の休業等

- ・県内における一層の感染拡大防止に向け、遊興施設、運動施設・遊戯施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設、学校、大学・学習塾等については、休業を要請

(2) 社会生活を継続するうえで必要な施設の事業継続

- ・社会生活を継続するうえで必要な医療施設、スーパー・コンビニ等の生活必需物資販売施設、飲食店（朝5時から夜8時までの営業、酒類の提供は夜7時まで）、宿泊施設、交通機関、金融機関、官公署、メディア、葬儀場、理美容店等については、事業継続を要請
- ・保育所、学童クラブ、介護老人施設等についても、事業継続を要請（ただし、通所又は短期間入所の利用者は、家庭での対応が可能な場合には利用の自粛を要請）

2 在宅勤務（テレワーク等）の一層の推進

- ・事業者においては、在宅勤務（テレワーク）や、テレビ会議の利用などにより、接触機会の一層の低減を図るため、原則として7割削減を要請
- ・職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除、外出自粛を要請。
- ・職場での「3つの密（密閉、密集、密接）」の回避